

# 野菜価格安定制度 の概要

## 野菜価格安定制度の概要（19年度～）

消費者等のニーズに的確に対応した生産を行う担い手の育成・確保と担い手を中心とした安定的な野菜の生産・出荷体制の確立を図るため、19年度から価格安定制度を見直す。（以下、下線部は19年度以降に見直しする箇所）

### （1）指定野菜価格安定制度

指定野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保を図る指定野菜価格安定制度を実施。

なお、この他に特定野菜（33品目）等の価格が著しく低下した場合に、指定野菜価格安定制度に準じて、価格差補給金を交付する事業（特定野菜等供給産地育成価格差補給制度）を実施している。

#### 制度の仕組み

- 出荷団体（経済連等）及び大規模生産者（法人、協業経営体等）が、国、都道府県の補助金を加えて、農畜産業振興機構に資金を造成する。
- 原則として旬毎に計算される対象野菜の平均販売価額が保証基準額\*を下回った場合に、安定的・継続的生産者\*の育成・確保状況等に応じて、その差額（平均販売価額が最低基準額\*を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額）の70%～90%を、生産者に対し生産者補給金として交付する。

- ・保証基準額  
平均価格（野菜の種類・出荷期間・地域の区分ごとに、過去9カ年の市場価格の平均を基に算出）の90%。
- ・安定的・継続的生産者  
将来においても安定的・継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる生産者
- ・最低基準額  
平均価格の60%を標準とし、50%、55%、65%、70%の特例を設定。

#### 対象野菜

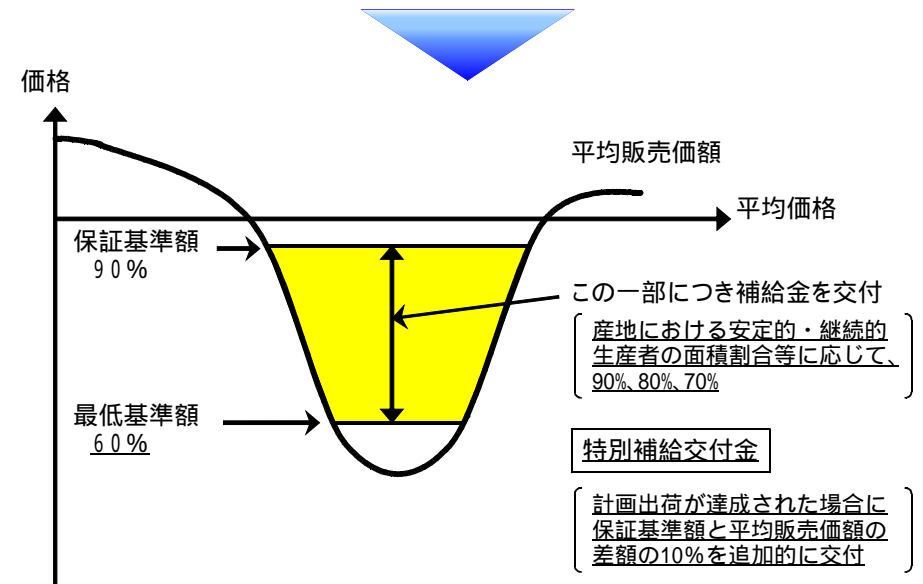
本制度の対象となる野菜は、

- 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であり、かつ、
- 出荷団体又は大規模生産者が、卸売市場に出荷したものである。

### 【指定野菜価格安定制度の仕組み】

国60%：都道府県20%：出荷団体等20%

国、都道府県、出荷団体等の支出により  
農畜産業振興機構に資金を造成。



#### 指定野菜（14品目）

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、ピーマン、レタス

## (2) 契約野菜安定供給制度

野菜の契約取引に伴い、生産者が負うリスクを軽減する契約野菜安定供給制度を以下の3タイプにより実施。

(産地と最終実需者又は産地と中間業者との契約取引が対象)

### 数量確保タイプ

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回すことや市場等から購入することにより契約数量を確保するのに要する経費を補てんする。

契約数量が確保できず、平均取引価額が指標価額(基準価格の130%)を上回った場合に、

- ・ 市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の70%を補てん。
- ・ 市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の90%を補てん。

交付予約数量は、契約数量の50%を限度。購入限度価額は、契約価額の150%(200%、300%、400%を選択することも可能)。

### 価格低落タイプ

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを行う。

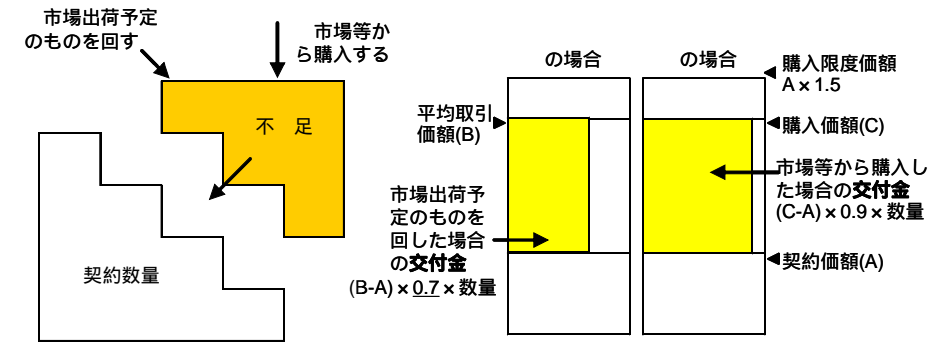
平均取引価額が保証基準額(基準価格の90%)を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額の差額の90%を補てん。

### 出荷調整タイプ

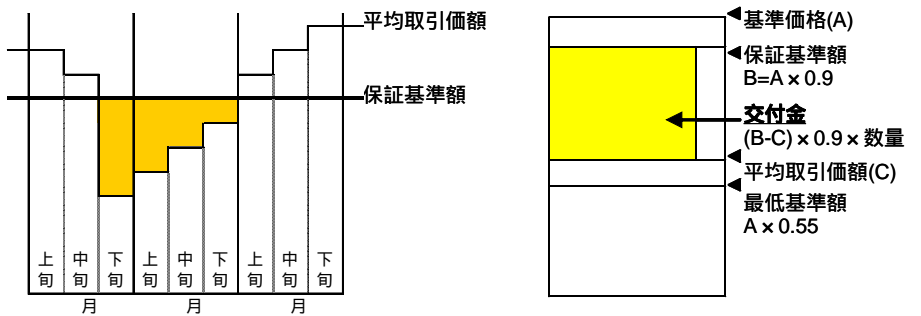
定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てんを行う。

価格が低落し平均取引価額が発動基準価額(基準価格の70%)を下回った場合に、出荷調整を行ったときは、基準価格又は契約価額のいずれか低い方の40%を補てん。

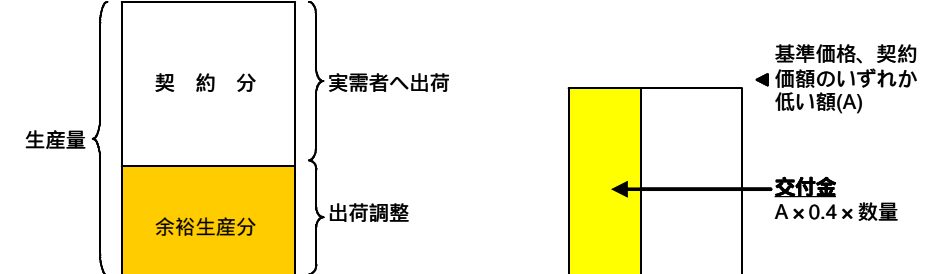
### 【数量確保タイプの仕組み】



### 【価格低落タイプの仕組み】



### 【出荷調整タイプの仕組み】



【負担割合】 指定野菜 (国50% : 都道府県25% : 出荷団体等25%)  
 特定野菜 (国1/3 : 都道府県1/3 : 出荷団体等1/3)